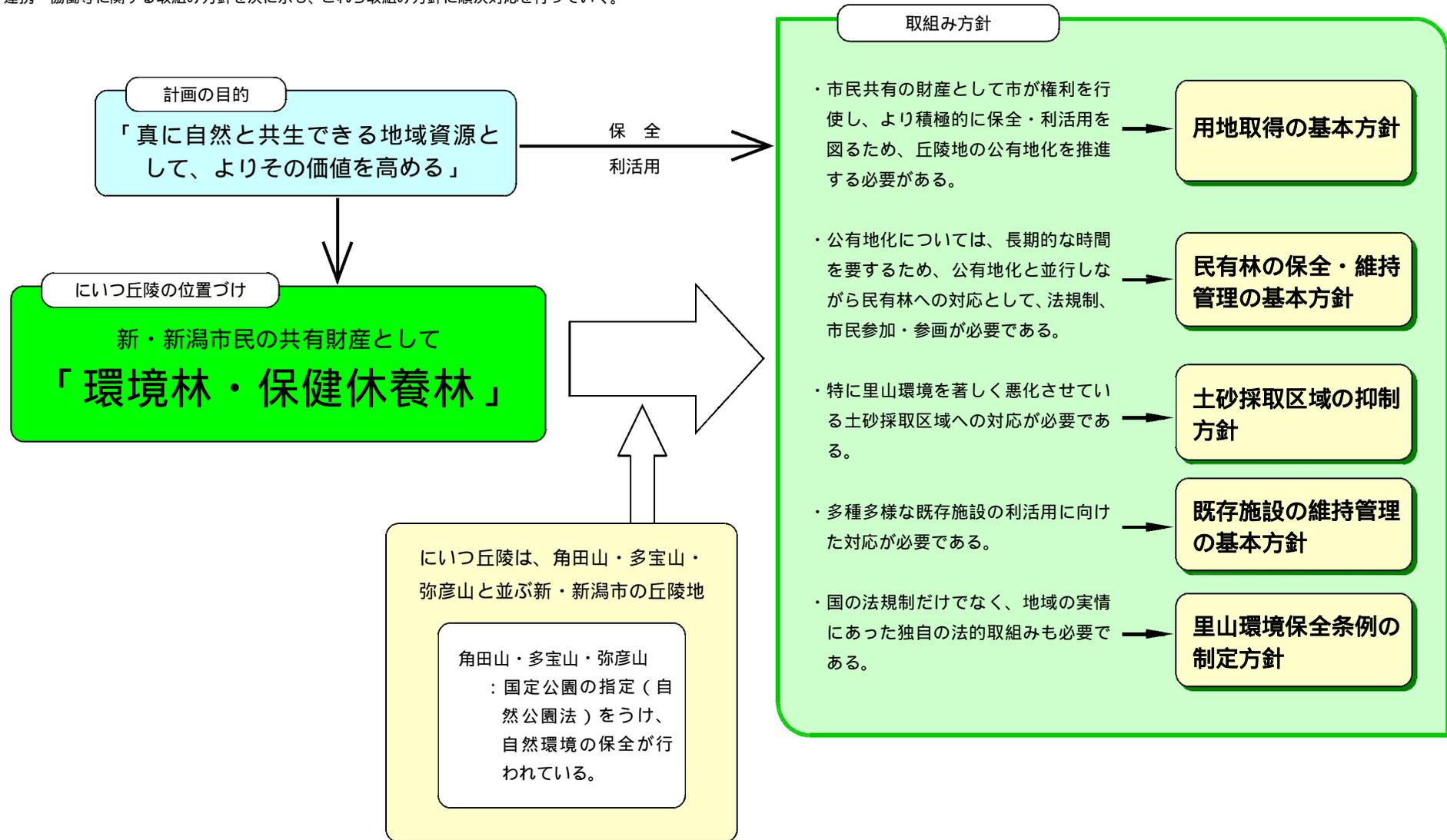


§ 6 . 実現に向けた取組み方針

計画の目的で述べたように、里山の再生に向けた「真に自然と共生できる地域資源として、よりその価値を高める」ための方策として、前述の関連施策が掲載された。これを確実に実践していくためには、行政・土地所有者・市民・NPO・企業等の関わりが重要である。

そこで、「保全」と「利活用」の視点から、行政・土地所有者・市民・NPO・企業等の連携・協働等に関する取組み方針を次に示し、これら取組み方針に順次対応を行っていく。



6 - 1 . 用地取得の基本方針

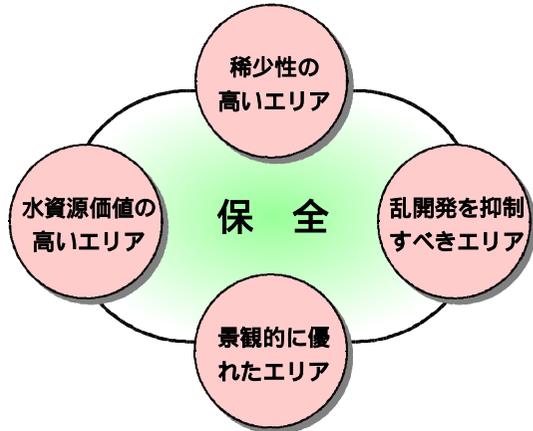
基本方針
 にいつ丘陵の公有地化については、「保全」と「利活用」の視点から、現在の状況を勘案し、行政による用地取得エリアの優先を検討していく。

用地取得後の管理は、行政だけでなく、市民、NPO
 その他各種団体等と連携をしながら検討していく。

(1) 優先エリア抽出の方向性

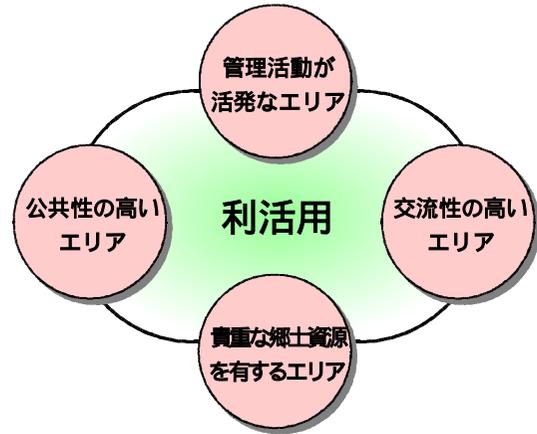
「良好な自然環境を保全する」という視点から、下記のエリアを対象とする。

- 方向性
- ・貴重な動植物が生息している「**稀少性の高いエリア**」
 - ・生物の生息環境・ネットワーク性等から、ため池等「**水資源価値の高いエリア**」
 - ・里山の四季や自然環境の美しさを感じられている等「**景観的に優れたエリア**」
 - ・現在、土砂採取場が点在している中、これ以上土砂採取場を拡大させない等「**乱開発を抑制すべきエリア**」



一方、訪れる利用者は、不特定多数であり、「利活用しやすい環境を有する」という視点から、下記のエリアを対象とする。

- 方向性
- ・里山管理に対し、行政・土地所有者・市民・NPO・企業等が積極的に関わっている等「**管理活動が活発なエリア**」
 - ・環境教育・学習のフィールド等として「**公共性の高いエリア**」
 - ・樹林との一体的な保全により、より高い価値を生むと考えられる景勝地や史跡・文化財等、その地域の「**貴重な郷土資源を有するエリア**」
 - ・観光・レクリエーションの場として、又土地所有者による市民への積極的な緑地公開等、にぎわい・交流が行われている「**交流性の高いエリア**」



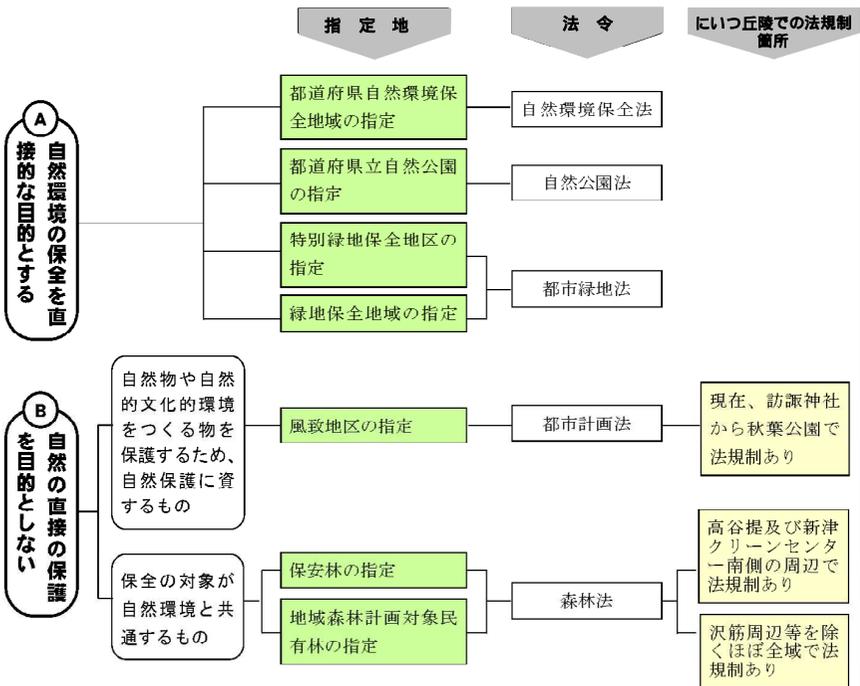
(2) 用地取得後の管理
 用地取得後の管理は、行政だけでなく、市民、NPOその他各種団体等と連携をしながら検討していく。

6 - 2 . 民有林の保全・維持管理の基本方針

基本方針
 現在、にいつ丘陵では、全域的には森林法に基づき「地域森林計画対象民有林」の法規制があり、保全、行為の制限がある。大部分を占める民有林について、保全していくためには、新たな法規制指定に向けて検討していく。
 土地所有者だけでは、その管理を十分に行うことは限界がある。地方公共団体や市民参加・参画（NPO等）を交えながら、里山が地域の財産として、地域一体となって協定を締結した管理を検討していく。

(1) 保全に向けた新たな法規制指定

自然保護に関する法律といってもいろいろあり、里山に関連するものとしては、次のように大別される。



にいつ丘陵では、現在自然保護に関しては、上表より「風致地区」「保安林」及び「地域森林計画対象民有林」の法規制指定を受けているが、Aの「自然環境の保全を直接的な目的とする法規制はない。

したがって、**自然環境の保全を直接的な目的とする**「都道府県自然環境保全地域」「都道府県立自然公園」「特別緑地保全地区」及び「緑地保全地域」等について検討していく。

(2) 維持管理

維持管理については、次の手法が考えられる。

「管理協定制度」及び「市民緑地制度」の活用

表6-2-1 維持管理に関わりのある制度

制度の活用	管理協定制度	市民緑地制度
主 旨	土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって、緑地の管理を行うことにより、土地所有者が当該緑地の管理の負担を軽減することができる。	土地所有者と地方公共団体等が緑地を市民に公開する契約を締結することによって、土地所有者が当該緑地を市民へ公開することを支援・促進し、緑地の保全を推進する制度である。
締結のメリット	管理協定の締結は、土地所有者にとって次のようなメリットがある。 ・地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・相続税は、当該緑地としての評価減に加え、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。	市民緑地契約の締結は、土地所有者にとって次のメリットがある。 ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。 ・契約期間が20年以上の場合、相続税が2割評価減となる。 ・地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、固定資産税及び都市計画税が非課税となる。

(3) 新たな産業の創出による民有林の保全管理の方向性

里山の環境から生まれる恵みが里山環境の管理につながることで、本来の里山管理の理想的な姿の1つであると考えられる。

里山環境が生み出す恵みとして、葉草、木の実、枝葉、木材、きのこ、草花、景観、貴重な自然環境などがあり、これらは食・健康・セラピー分野、リサイクル分野、観光的分野など多岐にわたる産業への可能性を持つと考えられる。

里山の環境が生み出す新しい産業が、民有林所有者やボランティア、NPO、企業、大学などの連携による里山環境の保全管理につながっていくように、その手法を模索していく必要がある。

6 - 3 . 土砂採取区域の抑制方針

基本方針

現在、にいつ丘陵の大部分の土地で、森林法に基づく「地域森林計画対象民有林」の法規制があり、民有林の開発行為（土砂採取等）については、森林の土地の適正な利用を確保するため「林地開発許可」が必要となる。この法規制以外にも自然保護に関する法規制（「6-2. 民有林の保全・維持管理の基本方針」参照）があるが、開発行為に必要な条件を満たすことにより、開発が許可される。したがって、開発行為（土砂採取）を抑制し、里山の環境を保全するためには、にいつ丘陵の特性に応じた独自の保全制度（里山環境保全条例）の導入が必要である。

里山における開発の情報を広く公開することと共に、市民活動団体やNPOなどとの連携を図ることにより、早い段階で開発に対する対策が有効に展開できる。そのためには、市民参加・参画するための制度の確立（枠組みや、ルール作り）が必要である。

- (1) 条例による抑制のポイント
「6-5. 里山環境保全条例の制定方針」で詳細を述べるので、ここでは省略する。
- (2) 市民参加・参画と情報公開
市民参加・参画として、行政審査だけでなく、次に示す関わりをもたせる。

市民等の関わり方

一般市民、NPO、専門家等から構成される**審議機関等**を立上げ、土砂採取の開発行為の内容について、里山の保全・利活用の視点から審議を行う。

より広い**情報公開**を図り、意見を得るため、ホームページや市報を活用する。

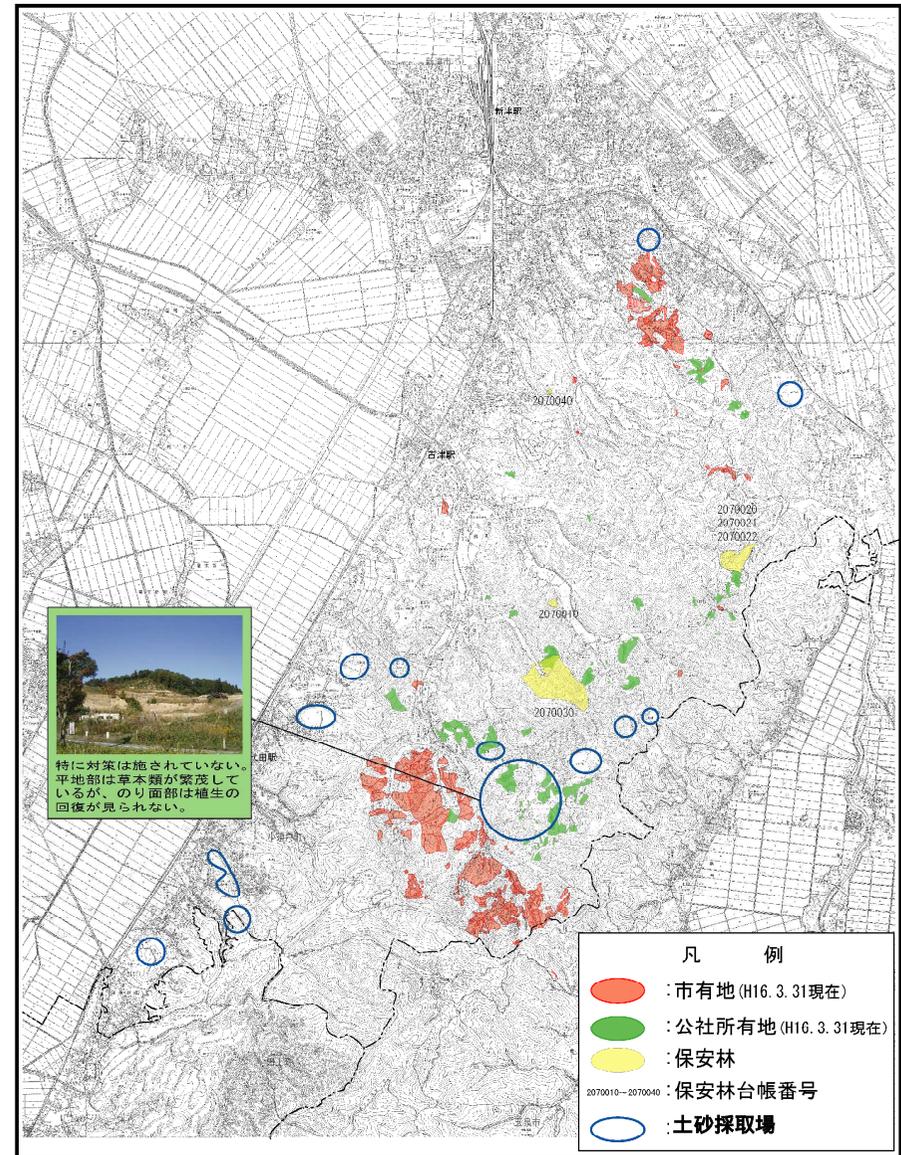


図6-3-1 公有地（市有地と公社有地）と土砂採取場の位置

6 - 4 . 既存施設の維持管理の基本方針

にいつ丘陵の主要な既存施設は、次に示す公園内に設けられている。

基本方針

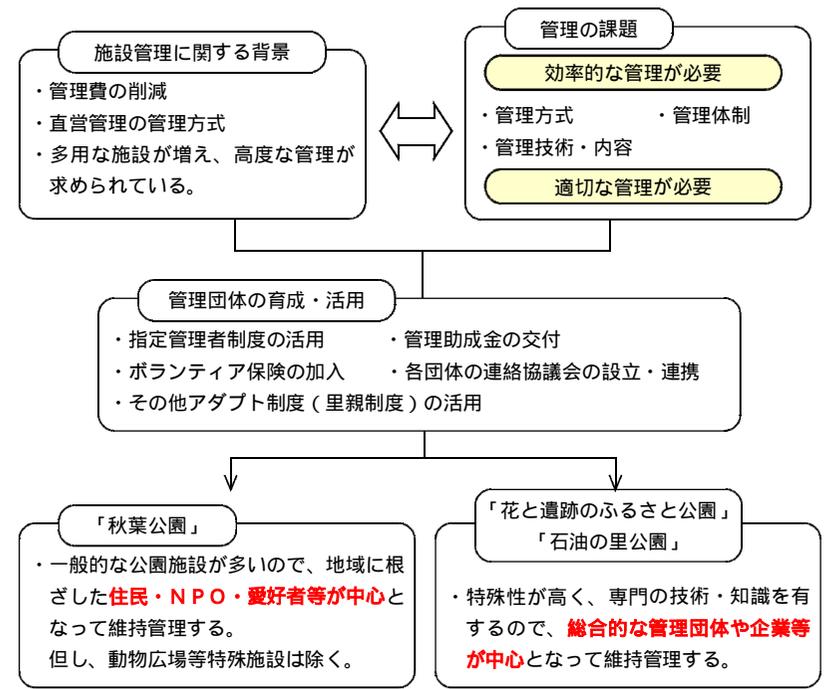
維持管理面では、郷土愛の啓発、地域の庭、地域の誇り・宝物発見等の視点から、NPO、企業等をはじめ市民協働が欠かせないとする。維持管理だけの協力を依頼するのではなく、管理を受ける市民、企業等にもメリットを有するものとする。

- ・住民の生活に最も身近な「秋葉公園」については、市民協働型の管理団体の育成、充実を行う。
- ・高度の管理が求められる「花と遺跡のふるさと公園」と「石油の里公園」については、専門の技術・知識を持った総合的な管理団体を活用し、市民の高度なニーズに対応していくことが望まれる。

表6 4-1 主な既存施設

秋葉公園 (総合公園、A = 43.0ha)		花と遺跡のふるさと公園 (総合公園、A = 42.3ha)	石油の里公園 (近隣公園、A = 23.5ha)
分類	主な施設		
園路広場	自由広場、少年広場、幼児広場、運動広場、どんぐり広場、自然の森広場トリムコース	・新津美術館 ・県埋蔵文化財センター ・史跡古津八幡山遺跡 (国指定史跡) ・県立植物園 ・新津フラワーランド など	・石油の世界館 ・中野邸美術館 ・もみじ園 ・古代館 ・観光物産館 ・石油文化遺産施設 など
修景施設	日本庭園、秋葉湖		
休養施設	キャンプ場		
教養施設	ボタン園、梅園、キハダ園、野鳥観察広場、動物広場、母子平和像、平和塔、屋外音楽堂、秋葉神社、本殿、手掘油井		
便益施設	売店		
その他	五峯閣展望台		

(1) 維持管理



指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法一部改正により創設された制度である。

従前は、**地方自治法第244条の2の3**

「普通地方公共団体は、公の施設設置の目的を効果的に達成するための必要があると認めるときは、その管理を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。」

により、いわゆる公共施設の運営管理は公的セクターでなければ行うことができなかったが、同条が

「普通地方公共団体は、公の施設設置の目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下、「指定業者」という)に、当該公の施設の管理を行わせることができるものとする。」

第244条の2の4

「前条の条例には、指定管理者の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」

第244条の2の5

「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」

と改正されたことにより、特別法によって公共施設の管理者が定められる施設を除き、一般の公共施設の運営管理について広く民間企業の参画を認めるという制度である。

この指定管理者制度は、平成18年度を期限として、指定手続きや管理基準、業務範囲を定めるように規定されている。また、単年度委託契約であったところが、複数年度契約が可能となっている。

6 - 5 . 里山環境保全条例の制定方針

基本方針
 自然保護について、国が制定する一律の法規制に対し、地方の市民・住民の意志を反映できる条例の制定を検討していく。

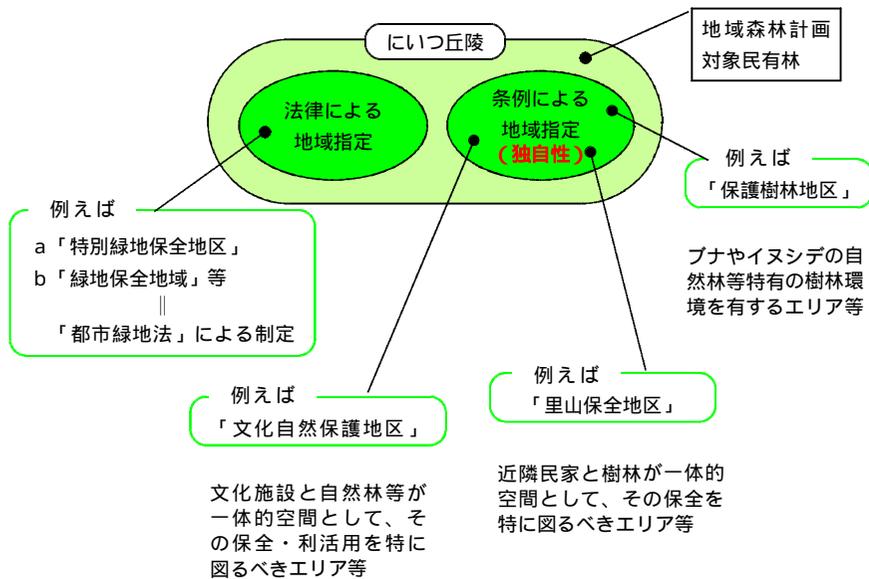
(1) 条例制定の目的

上記の基本方針を受け、以下を目的とする。

本条例は、市民等の主体的な参画と総意に基づき、地域の独自性と創意工夫を発揮した里山づくりに向けて必要な事項を定めることにより、歴史文化の宝庫であり緑豊かな里山環境の保全・利活用及び創造並びに適正な土地利用の推進を図るとともに、安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

(2) 条例による方向性

条例により、にいつ丘陵の**独自性の観点**から保全を必要とする地域について、**法律に規定していない独自の地域指定**をする。



開発許可制度や前述の独自の地域指定等と連携しながら、**景観法**を活用する等**景観に配慮**した基準・エリア設定も考えられる。

土砂採取区域の抑制については、これ以上虫くいの乱開発を防止するために、既存の土砂採取区域も考慮し、**エリアの限定や許可面積の妥当な規模等、規制**を条例に盛り込むことも一つの方策と考える。



市、土地所有者、市民、NPO及び事業者等の**責務**を明らかにする。



「里山環境保全条例」については、**行政の他、専門家、NPO、市民等幅広く意見**をとり入れることが重要である。

